プラコンポ 20kg・17kg 取扱説明書

《 FRP 製 20 kg型 LP ガス容器(型式：FP-20EN)》
《 FRP 製 17 kg型 LP ガス容器(型式：FP-17EN)》

中国工業株式会社

この度は当社のプラコンポ 20kg 型･17 kg型容器をご購入いただき､まことにありがとうございます。本取扱説明書をお読みいただき、本容器を安全にご使用いただきますようお願い申し上げます。
本容器は、

＊プラスチックライナーに樹脂を含侵させたガラス繊維を巻き付けた複合容器で、ケーシングを装着して使用する一般複合容器です(ケーシングを含めて容器です)。
＊高圧ガス保安法(容器保安規則)に基づく容器検査に合格した容器です。
＊容器の使用期間に関して経済産業大臣の特別認可を受けており、容器検査に合格した年月から 20 年使用することが出来ます。
＊容器の再検査期間に関して経済産業大臣の特別認可を受けており、容器再検査の期間は 5 年です。

【取扱い上の注意事項】

! 禁止・警告

! 本容器は LP ガス専用の容器です。LP ガス以外の充填は行わないでください。
! 充填容器および残ガス容器は 40℃を超える高温環境下で使用や保管などをしないでください。
! 容器は横置きにしたり、逆さまにしたりしないでください。(万が一の時、安全弁から液体の LP ガスが噴出する恐れがあります。)
! LP ガスが充填された容器を、水中に浸した状態で使用しないでください。
! 容器に落下衝撃を与えるなどの粗暴な取扱いはしないでください。万一、高さ 1.5m 以上から落下した場合およびケーシングが破損した場合は、直ちに容器の使用を中止し、容器は廃棄処理してください。
また､その他の衝撃付与によってケーシングや容器本体に変形やキズ付きなどの兆候が観察された場合は、容器の使用を速やかに中止して容器再検査を行って安全を確認後ご使用ください。
! 初回充填前の状態において、容器は 60℃を超える高温環境にさらさないでください。万一、高温環境での暴露により、ケーシングや容器本体に変形、変色および破損が認められた場合は、使用を中止し容器は廃棄処理してください。
! 容器のケーシングの変形が認められた場合、容器の使用を速やかに中止し、容器再検査を受けて安全を確認後ご使用ください。
! 容器は風通しの良いところでお取扱いください。
! 容器は、火気等から 2m以上離して設置してください。
! 容器へのガス充填時には容器の充填期限を確認してから実施してください。また、充填時にガス漏洩の無いことを確認してください。
! 容器バルブの安全弁は、雨水、ゴミ等の侵入を防止のため保護キャップを付けていますので、取外さずご使用ください。
! 容器本体に取り付けられたバルブやロックナットを回してねじ込みを緩めるのはお止めください。ねじ込み部からガス噴出の危険があります。

(裏面へつづく)

! 注意

! ケーシングを除いた容器本体は FRP(ガラス繊維強化プラスチック)製です。ケーシングの隙間から直接 FRP 部を素手で触ったり体で触れたりしないでください。ガラス繊維が肌に刺さり、かゆみを感じることがあります。

! 容器の移動作業はケーシングの取手をしっかりと持って行ってください。

! 容器は金属製の容器に比べて柔らかいので、取扱いには特にご注意ください

! コンクリート等の硬い床面上を引きずる等の取扱いはやめてください。プラスチック製の容器底面が破損する可能性があります。

! 容器バルブは、ごみ等の侵入を防止する点から、ガスの有無にかかわらず、閉めておいてください。

! 容器の設置は、できるだけ乾いた水平な場所に転倒防止のための処置を施して設置してください。
また、設置された容器は、ガス漏れがないことを確認してください。

! 金属製容器と混載で車両配送を行う場合は、緩衝材で仕切る等、金属製容器と直接触れない措置を取ってください。車両振動によるこすれ合いで、金属より軟質なケーシングの損耗が生じる場合があります。

! 本容器のバルブは、LP ガス充填口等の仕様においては通常の金属製容器用バルブと同一ですが、容器則の規定により、以下の点において金属製容器用バルブと異なる仕様になっています。その旨ご理解いただきますようお願いします。
一般複合容器用バルブの取付ねじには、金属製容器バルブのテーパーねじと異なり、平行ねじが用いられています。容器則の規定にはありませんが、本バルブは、所定のねじ込み位置にロックナットで固定される構造になっています。また、充填時のバルブ下部から容器内部への LP ガス流出口に、デフューザーと称する静電気発生防止機能の部品が付加されています。

! その他

! 本容器の再検査の期間は 5 年です。ただし容器に異常が認められた時は再検査を行ってください。再検査の方法は日団協技術基準 S 高－００４(液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の再検査基準)に従って実施してください。

! 容器細目第 22 条(容器再検査における容器の規格)、液石則第 6 条第 2 項第 1 号(液化石油ガスの充填)、第 19 条第 1 項第 2 号(貯蔵の方法)、第 49 条第 1 第 1 の 2 号(移動)において規定される一般複合容器の使用期限は 15 年ですが、本容器の使用期限は特別認可により 20 年になっています。ただし、20 年を過ぎては、充填のみならず移動、貯蔵等も不能となりますから、20 年を超える前の廃棄処理が必要です。

! 保障の範囲及び内容

本容器は、通常の使用状態で使用されたにもかかわらず、使用上の支障が生じた場合においての保証期間は、引き渡し後 18 ケ月とします。

以上